

# 所得税と市民税・県民税の

# 申告受付が始まります

【問合わせ】半田税務署 ☎21-3141 (所得税の確定申告) ※自動音声案内「0」を選択  
 税務課 ☎84-0620 (市民税・県民税の申告)

## 市民税・県民税の申告受付日程表

受付日	会場	時間
2月 5日(火)	平地公民館	9時～15時
2月 6日(水)	板山公民館	9時～15時
2月 7日(木)	有脇公民館	9時～12時
2月 8日(金)	神戸公民館	9時～15時
2月12日(火)	成岩公民館	9時～12時
2月13日(水)	亀崎公民館	9時～15時
2月14日(木)	岩滑公民館	9時～12時
2月15日(金)	乙川公民館	9時～12時
2月18日(月) ～ 3月15日(金) ※平日のみ	アイプラザ 半田 (第1会議室)	9時～16時 (開場:8時30分) (受付終了:15時45分)

- ※申告受付の第1週は、毎年大変混雑します。
- ※アイプラザ半田での申告受付期間中は、半田市役所内では申告書の作成指導は行っておりませんので、ご注意ください。
- ※アイプラザ半田で申告する際は、アイプラザ半田北側の「蔵のまち東駐車場」をご利用ください。
- ※アイプラザ半田、住吉福祉文化会館で申告書の作成を希望される場合は、パソコンで出力するため事前に申告書を用意する必要があります。

**アイプラザ半田・公民館での申告受付**  
**【内容】 確定申告(A申告のみ)、市民税・県民税申告**  
 ※土地・家屋・株式等を譲渡した方、営業・農業・不動産などの所得がある方、住宅借入金等特別控除を受けられる方、平成29年分以前の確定申告をされる方はアイプラザ半田・公民館では受付できませんので、国税庁ホームページの「申請書作成コーナー」または、住吉福祉文化会館での申告受付をご利用ください。

**住吉福祉文化会館での申告受付**  
**【内容】 確定申告全般**  
**【期間】 平成31年2月18日(月)～3月15日(金)の平日**  
 ※2月24日(日)、3月3日(日)は、受付を行いません。  
**【時間】 9時～17時(16時受付終了)**  
**【会場】 住吉福祉文化会館半田市宮路町53番地 住吉神社内**  
 ※混雑状況により受付を早めに締め切らせていただく場合があります。  
 ※住吉福祉文化会館の開設期間中は、半田税務署内では申告書の作成指導は行っておりませんので、ご注意ください。

申告受付日時及び会場について

## 申告時の必要書類について

チェック	必要書類
<input type="checkbox"/>	個人番号カード、または個人番号通知カードと本人確認書類(運転免許証など)
<input type="checkbox"/>	平成30年中の所得がわかるもの(給与・公的年金等の源泉徴収票、事業所得者などは収支内訳書または決算書(売上・必要経費記入後))
<input type="checkbox"/>	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付済額通知書
<input type="checkbox"/>	国民年金の掛金の領収書または控除証明書、健康保険法の規定などによる保険料の領収書または支払額がわかるもの
<input type="checkbox"/>	生命保険料、地震保険料及び小規模企業共済等掛金の支払証明書
<input type="checkbox"/>	医療費控除の明細書(詳しくは9ページの「【重要】医療費控除の申告について」をご覧ください。)
<input type="checkbox"/>	障がい者控除を申告される方は障がい者手帳(障がい者控除対象認定書を含む)、勤労学生控除を申告される方は学生証(学生の方のみ)
<input type="checkbox"/>	所得税が還付される方は、還付先の口座がわかる申告者本人の通帳など
<input type="checkbox"/>	ふるさと納税の寄附金証明書、その他寄附金の証明書(寄附金控除の対象となる団体への寄附など)
<input type="checkbox"/>	認印(朱肉使用のもの)

## 所得税と市民税・県民税の申告が必要な方

◎次のいずれかに該当する方は、所得税の確定申告が必要です。

1	事業所得、不動産所得、譲渡所得などがある方(平成30年中の所得の合計額が所得控除の合計額を超える場合)
2	給与の年収が2,000万円を超える方
3	給与を1か所から受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える方
4	給与を2か所以上から受けている方で、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
5	所得税の還付を受ける方(多額の医療費を支払った方、災害や盗難にあった方、寄附金控除の対象となる寄附をされた方など)
6	平成30年中に給与収入がある方で、年末調整をしていない方(途中で退職し、再就職をしていない方)
7	年金収入のみの方のうち、公的年金に係る所得の合計額が、所得控除の合計額を超える方(ただし、公的年金等の収入が合わせて400万円以下で、かつ年金以外の所得金額が20万円以下の方は申告の義務はありません。)

※上記1～7に該当する方は、ワンストップ特例の適用を申請したふるさと納税に係る寄附金についても併せて申告する必要があります。